

第 183 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 28 年 12 月 22 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 182 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（4 件）

議案第 2334 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2335 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2336 号 仙塩広域都市計画公園の変更について

議案第 2337 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の
事業計画変更に対する意見書について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

伊藤直司	元宮城県公営企業管理者
内田美穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
徳永幸之	宮城大学事業構想学部教授
舟引敏明	宮城大学事業構想学部教授
門間久美子	弁護士
松尾元	農林水産省東北農政局長（代理）
尾関良夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
川瀧弘之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
中尾克彦	宮城県警察本部長（代理）
奥山恵美子	宮城県市長会会長（代理）
齋藤正美	宮城県議会議員
高橋啓	宮城県議会議員
秋山昇	宮城県町村議会議長会会長

（以上 13 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2334 号（仙塩広域都市計画区域区分の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2335 号（仙塩広域都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2336 号（仙塩広域都市計画公園の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2337 号（仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更について）

【議決】意見書に係る意見を採択すべきでない。

○議事

平成 28 年 12 月 22 日（木）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（大内総括） ただいまから第 183 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

今回、初めて出席される委員がいらっしゃいますので御紹介いたします。弁護士の門間久美子委員でございます。

○門間委員 門間でございます。よろしくお願いいたします。

（１）会議の成立

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして代理出席の方を含め 13 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので遵守いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際はマイクをお渡しいたしますので、恐縮ではございますが挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には事前に議案書をお渡ししております。また、机上に、参考資料、参考資料別冊、報告資料、座席図及び委員名簿、都市計画審議会条例の写しを配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくお願いいたします。

（２）議事録署名人の指定

○舟引議長 初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。徳永幸之委員と高橋啓委員をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第 182 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御報告いたします。お手元の議案書の 3 ページを御覧ください。前回御審議いただきました議案でございます。

前回第 182 回の審議会におきまして、議案第 2332 号「石巻広域都市計画道路の変更について」ほか 1 件について御審議いただきました。議案第 2332 号及び第 2333 号につきましては、処理結果の欄に記載のとおり所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告につきましては以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。以上の報告について、御質問等はございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 それでは、以上で、第 182 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2334 号から第 2337 号の 4 件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第 2334 号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第 2334 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、議案第 2334 号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」につきまして御説明いたします。また、お手元に配布しております議案書の 4 ページをお開き願います。参考資料につきましては、1 ページ以降に資料を載せてございますが、本日ににつきましては、パワーポイントの方を使って御説明させていただきたいと思っております。

正面のスライドの方を御覧いただければと思います。これは、仙塩広域都市計画区域区分の変更における計画書になります。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域を定めるものであり、都市計画区域を 2 つに区分する意味から区域区分と呼ばれております。今回の議案は、1 に記載のとおり利府町の白石沢地区を市街化調整区域から市街化区域に変更するものであります。また、2 の人口フレームですが、白石沢地区は産業地として市街化区域に編入するものであり住居系の市街化区域編入ではないため、今回の変更に伴い新たに市街化区域に配分する人口はございません。3 の変更の理由ですが、白石沢地区において開発行為の確実性が得られ、さらに農業、環境等の必要な調整が整い、利府町から原案が提出されたことから、良好な市街地を形成するため市街化区域に編入しようとするものであります。

これは、平成 22 年 5 月に宮城県が策定いたしました「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の抜粋であります。将来、市街化区域への編入を見込まれる区域としておおむねの位置と目的のみを定めた一般保留地区を位置づけています。今回、市街化区域に編入する白

石沢地区はこの一般保留地区に該当し、ページの真ん中、赤で囲っている仙台北部道路利府しらかし台インターチェンジ周辺と記載している地区となります。白石沢地区は、幹線道路結節点へのアクセス性や周辺基盤整備状況あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮城の実現に向けて、地域経済を力強く牽引する「ものづくり産業」を支える産業地の形成を図るべき区域として位置付けられております。

これは、仙塩広域都市計画区域のうち利府町の図面となります。図面の上が北となっており、図面を南北に通る道路を3本、青色と緑色で示しておりますが、左側の青色が仙台北部道路、真ん中の緑色が県道塩釜吉岡線、右側の青色が三陸縦貫自動車道となります。また、図面の中央下の方に利府町役場や利府駅がございます。白石沢地区は、図面の中央上、赤線で囲まれた地区であり、利府しらかし台インターチェンジの東側に位置し県道塩釜吉岡線に接していることから、交通利便性が高く産業地としての立地条件に優れ企業からの期待が高まっている地区であります。

この図面は、先ほどの赤枠の区域を拡大したものであります。上が北となります。開発行為による市街地整備の確実性が得られたこと、また、企業の誘致が進み事業の確実性が高まっていることから、今回市街化区域に編入するものであります。編入面積は約21.4haとなります。

こちらは区域区分の決定と同時に、利府町が都市計画決定する用途地域の計画図となっております。図面右下の緑着色の部分は既存の市街化区域であり、その用途地域は第一種低層住居専用地域となっております。白石沢地区は産業系の土地利用を図ることとしていることから、その用途地域を工業専用地域とする予定であると伺っております。なお、白石沢地区の様に、インターチェンジ周辺で、かつ、面積が20ha以上の土地は、都市計画運用指針におきまして、既存の市街化区域に隣接していなくても市街化区域を設定することが可能となっております。

以上、議案第2334号につきまして御説明いたしました。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から御説明をいただきましたけれども、委員の皆様から御意見、御質問を受け付けたいと思います。どなたからでも構いません。挙手でお願いいたします。

○徳永委員 はい。

○舟引議長 はい。では、徳永委員、お願いします。

○徳永委員 御説明の中で、利用の確実性といいますか、その辺が得られたからという御説明でございましたけれども、これまで比較的工業系が、結果的に、商業系に転用というわけではないのですが、建てていいわけですので。そういう形に、商業系に変わって、結果的に渋滞が発生するという様なことが往々にしてあるわけですが、ここについては工業系ということではっきり目処が立っているかどうかということと、それから当然インターとの接続ということを念頭に置かれていると思いますので、そのインターの出入り口付近の道路の改良なりですね、そこら辺の対応というのは御検討されているかどうかということをお願いいたします。

○舟引議長 はい。それでは、以上の質問2点について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。先ほども少し御説明いたしましたが、用途地域は工業専用地域に利府町の方で定めると聞いておりますし、現在誘致している企業につきましても、食品の販売業者、パンの製造業者、自動車の部品販売業者などということで工業系の業者がほぼ決まってきておりますので、それにつきましては、目処が立ってきていると考えてございます。また、道路の関係ですが、県道塩釜吉岡線のところに入出口を2箇所設置しようとしてございます。そちらについてはすべて両方とも右折レーンを設置する形になっておりますので、出入りについては十分確保されるものというふうに考えてございます。

○舟引議長 徳永委員、よろしゅうございますか。

○徳永委員 はい。

○舟引議長 ではその他御質問、御意見いただきたいと思えます。

○伊藤（直）委員 はい。

○舟引議長 はい、では伊藤委員お願いします。

○伊藤（直）委員 では、ただいまのものに関連してでございますが、この塩釜吉岡線、非常に交通が混雑しているというふうにわたしも認識しておるのですが、今回ここに新たに工業系、工専（工業専用地域）という色塗りをしておりますけれども、今お話を聞くと、製造部門あるいは自動車の販売というお話もございました。今のこの現状を踏まえながら、ここからの終発生の交通量というのをどの様にお考えであったのかというのがひとつお聞きしたいなというのが一点、それから、市街地整備の確実性ということで、開発行為という話ですが、用地等々で、100%開発行為者が取得されているのかどうか、その辺を踏まえてちょっとお話を伺えればと思えます。よろしく申し上げます。

○舟引議長 はい。それでは事務局お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。交通の発生量ですが、工業系といいましても、製造関係の業者が多いということで、そこに直接部品を持ってきたり出来上がったものを運ぶと伺っており、この工場に関わる交通量が大きく増えるものではないと考えていますし、利府のしらかし台の方にも製造業の土地がございまして、その辺の交通量を見ても、それほど大きな負荷を与えるものではないのかなと考えてございます。あと、用地につきましては、震災の後に土砂が足りないということもございまして、土砂の採集場として土を採らせてとらせていただいた場所ございま

す。土地につきましては、開発業者の方で 100 %取得してございまして、今回区域に入る部分で道路が一部かかってきますけれども、そういう部分はすべて宮城県の土地でございまして、用地に関する問題はすべてクリアしてございます。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

○伊藤（直）委員 はい、ありがとうございます。

○舟引議長 それではその他いかがでしょうか。
よろしゅうございますか。

[「はい」の声]

○舟引議長 それではお諮りいたします。議案第 2334 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2334 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）

議案第 2335 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2336 号 仙塩広域都市計画公園の変更について

○舟引議長 続きまして、議案第 2335 号「仙塩広域都市計画の道路の変更」、議案第 2336 号「仙塩広域都市計画の公園の変更」ですが、この二つの議案は関連性の強い議案ですので、事務局からの議案説明は一括で行っていただきたいと思います。

それでは、議案第 2335 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」及び議案第 2336 号「仙塩広域都市計画公園の変更について」について事務局から議案の内容を説明をお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは議案について御説明いたします。なお、今回変更いたします議案第 2335 号「仙塩広域都市計画道路」と議案第 2336 号「仙塩広域都市計画公園」につきましては、互いの区域が隣接しており変更の内容が関連していることから併せまして御説明させていただきます。議案書につきましては、議案第 2335 号は 7 ページ以降を、議案第 2336 号は 10 ページ以降をお開き願いたいと思います。参考資料につきましては、9 ページ以降に資料を載せてございますので、パワーポイントと併せまして御覧いただければと思います。それでは、

パワーポイントを用いて御説明させていただきます。

議案第 2335 号「仙塩広域都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。今回の変更は、都市計画道路中 3・5・401 号松島海岸線の区域の一部を変更し車線数を決定するものです。計画書のゴシック体で強調している箇所が変更点であり、変更の理由につきましては、表の下段に記載のとおり、交通安全施設等整備事業の実施にあわせて都市計画道路の一部区域を変更するものであります。

こちらが都市計画の総括図となります。図面上が北となっておりまして、松島町を中心に示しております。図面左下から図面中央上段方向には水色で示しました三陸縦貫自動車道が、また、同じく図面左下から図面中央方向には緑色で示しました国道 45 号が走っております。また、図面中央付近には南北に流れる高城川が、図面中央下には仙台塩釜港松島港区がございます。今回変更する路線は図面左に旗揚げされております 3・5・401 号松島海岸線で、国道 45 号と重複する路線となります。松島町松島字浪打浜を起点とし、松島海岸地区を東西に横断し、松島町松島字小梨屋に至るものであります。

こちらは今回の変更箇所付近を拡大したものであります。ピンクで着色しておりますのが既決定の区域、赤色が追加する区域となっております。

次に、議案第 2336 号「仙塩広域都市計画公園の変更」につきまして御説明いたします。今回の変更は、都市計画公園中 5・5・1001 号松島海岸公園の区域の一部を変更するものであります。計画書のゴシック体で強調している箇所が変更点であり、変更の理由につきましては、表の下段に記載のとおり、議案第 2335 号で変更いたします仙塩広域都市計画道路 3・5・401 号松島海岸線の道路計画との整合を図り、区域の一部を廃止するものであります。

都市計画の総括図となりますが、こちらは先ほど御説明いたしました都市計画道路の総括図と同じ図面となりますので、周辺施設の配置につきましては説明を省略させていただきます。

こちらは今回の変更箇所を拡大したものであります。ピンク色で着色しておりますのが既決定区域、黄色が廃止する区域となっております。

こちらは、3・5・401 号松島海岸線と 5・5・1001 号松島海岸公園の区域を重ねたものでありますが、区域の御説明をする前に、まずは、3・5・401 号松島海岸線と 5・5・1001 号松島海岸公園の都市計画決定の経緯について御説明いたします。3・5・401 号松島海岸線は昭和 32 年に、5・5・1001 号松島海岸公園は昭和 41 年に、それぞれ都市計画決定されたものであります。この当時、道路の区域は都市計画上の 15 m を確保していたのに対し、公園につきましては現況道路端までを区域としていたことから、道路区域の一部に公園区域が重複した状態となっております。また、昭和 56 年以前に公園レストハウス前のバスベイが設置され、昭和 62 年には松島海岸駅西側交差点と公園駐車場前交差点が設置されましたが、その際にも都市計画の変更を行っておりませんでした。このようなことから、今回の変更では、交通安全施設等整備事業の実施に合わせ区域の整序を行うものであります。では、今回変更する区域について御説明いたします。スライドが小さくなりますので、参考資料の 11 ページと合わせて御覧いただいた方が良いかと思いますが、凡例に示しますとおり、道路の区域を追加し公園の区域を廃止するものはオレンジ、道路の区域に変更がなく公園の区域の廃止だけをするものは黄色、公園の区域とは関係なく道路の区域の追加だけを行うものは青、道路の区域とは関係がなく公園の区域の廃止だけを行

うものを濃い緑で示しております。従いまして、今回の変更は、黄色とオレンジと濃い緑の区域を公園の区域から廃止し、オレンジと青の区域を道路の区域に追加するものであります。

平面図に①と示している青とオレンジの区域は松島海岸駅西側交差点です。

拡大したものがスライドのこちらの方になります。ここでは、仙台方面から松島海岸駅方面への左折レーン及び石巻方面からの右折レーンが設置されていることにより、図面の青色とオレンジ色の区域を道路の区域に追加し、オレンジの区域を公園の区域から廃止いたします。

平面図に②と示しております黄色の区域は観瀾亭の前になります。

拡大したものがこちらです。ここでは、黄色の区域につきまして、公園の区域が道路の区域と重複していたためこれを解消すべく公園の区域端を道路の区域端とし、黄色で示す区域を公園の区域から廃止するものであります。

平面図に③としておりますオレンジの区域は公園レストハウス前、④としております黄色の区域はレストハウス前から五大堂前付近までとなります。

拡大したものがこちらになります。③では、観光バスのためのバスベイが設置されているため、オレンジの区域を道路の区域に追加し公園の区域から廃止するものであります。また、④では、公園と道路の区域が重複しており、これを解消するため黄色の区域を公園の区域から廃止するものであります。

平面図に⑤と示している区域は公園駐車場入り口交差点付近となります。

拡大したものがこちらです。ここでは、仙台方面から駐車場方面への右折レーン及び右側石巻方面からの左折レーンが設置されていることから、オレンジと青の区域を道路の区域に追加し、オレンジの区域を公園の区域から廃止するものであります。また、濃い緑色で示している区域は交差点隅切り部分となっており、国道 45 号の管理区域となることから公園の区域を廃止するものであります。

こちらは、3・5・401号松島海岸線のうち、今回区域の一部を変更する松島海岸地区における変更後の歩行者ネットワーク計画図です。これについても参考資料の12ページを御覧いただければと思います。平面図の右上が北となっており、図面下が仙台塩釜港松島港区、平面図左上に凡例を示しておりますとおり、薄紫色が変更後の道路の区域、緑色が変更後の公園の区域となっております。また、黄色の実線が、ちょっと薄くなっていますが、変更後の歩行者動線で、緑色の実線は津波発生時の避難場所への移動動線となります。今回変更いたします松島海岸地区は、東北地方でも有数の観光入り込み客数を誇る松島海岸の中核地でございます。休日を中心とした交通の集中、歩行者の通行が多い場所でもあります。このため、車両相互の追突事故や出会い頭の事故、歩行者と沿道出入り車両との事故、歩行者の乱横断による事故などが多数発生しております。また、本路線は、松島町の防災計画において津波避難路として位置づけられていることから、歩行者の安全な通行を確保するための対策として、歩道の拡幅が必要となっております。平面図に区間1、区間2、区間3、区間4としておりますのは、瑞巖寺や店舗が建ち並び、観光客が特に多い区間で、区間1は公園グリーン広場前、区間2はレストハウス前横断歩道までの区間、区間3は公園中央広場前、区間4は公園駐車場入り口前横断歩道までの区間となります。これらの区間は、山側には寺社や商店、海側には公園が隣接していることから、両側歩道を基本としておりますが、公園内の園路に歩道機能をゆだねられる区間1と区間3につきましては、山

側のみ片側歩道としており、歩行者動線は黄色の実線で示すとおりとなっております。なお、松島町の津波避難計画においては、本地区の避難場所は緑色の矢印で示す方向の高台となっております。黄色の実線で示す歩行者動線は、緑色で示す避難動線と連続性を確保することとしております。次に、各区間の歩道幅員の考え方につきまして御説明いたします。歩道幅員は、道路構造令を遵守し、かつ松島町の津波避難計画に必要な幅員を確保することとしております。図の左下に示しますとおり、区間1から区間4における計画避難者数は、松島町の避難計画より、4,370人としており、避難計画上必要な歩道の有効幅員は5.0mとなります。この幅員を、区間1と区間3につきましては山側歩道と公園内園路の方に、区間2と区間4につきましては山側と公園側の歩道に振り分けるわけですが、平成23年の9月に現地において実施した歩行者交通量調査の結果や、現況の利用状況等から、店舗等が連続する山側に有効幅員を3.0m、残りの2.0mを公園側に確保することとしたものであります。山側の歩道全幅につきましては、先ほど御説明しました、避難に必要な有効幅員を3.0mに、震災時に建物からの落下物による閉塞幅員1.0mとなっておりますが、道路施設帯幅員0.5mを加えた4.5mとすることで、観光客等の歩行動線を十分に確保することとしております。なお、区間5につきましては、図の右下に示しましたとおり、計画避難者数は210人、避難計画上必要な歩道の有効幅員は1.0mとなっておりますが、既決定歩道幅員は2.5mであり、避難計画上必要な幅員が確保されていることから、本区間につきましては、幅員の変更は行っておりません。

次に、各区間の幅員構成につきまして、図面上側の横断図で御説明いたします。A-A'断面は区間1、C-C'断面は区間3の横断を示しております。

拡大したものがスライドに示してございますが、上段の横断図に示しますとおり、変更前は、10.0mの車道と2.5mの両側歩道の全幅15.0mで決定されておりました。これを、下段に示すとおり幅員構成を見直し、車道につきましては片側3.25mの2車線、路肩については山側は0.75m、公園側は停車車両を考慮しまして1.75mとしてございます。また、車線センターを通すことにより車両の安全かつ円滑な走行を誘導するため、導流帯を設けております。

B-B'断面は区間2、D-D'断面は区間4の横断を示しております。

拡大したものがこちらです。区間1と同じく、上段に示すとおり、変更前は、10.0mの車道と2.5mの両側歩道の全幅15.0mで決定されておりました。これを、車道につきましては、片側3.25mの2車線、両側に0.75mの路肩を設置することとしております。

以上で議案第2335号と議案第2336号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま、議案第2335号及び第2336号について御説明をいただきました。ここから審議を二つに区切りまして、議案第2335号「仙塩広域都市計画道路の変更」について、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。それでは、どなたからでもよろしくお願いいたします。

○徳永委員 はい。

○舟引議長 はい、徳永委員。

○徳永委員 ただいま幅員構成まで御説明いただいたのですが、幅員構成については都市計画決定ではないという形でもよろしいかと思うのですが、とすればですね、ちょっと今後の事業化の中でももう少し検討いただきたいなと思うことがありまして、意見を申し上げるのですけれども、歩行者動線の確保、安全確保という点では大変結構なのですけれども、その一方でここはかなりの渋滞区間でして、その原因が何かといいますと、荷さばき車両とかですね、あと大型車同士のすれ違いというところでかなり問題が起こっているという状況で、今回歩道を拡げることによって若干車線の方がかえっていじめられてしまうのかなというところがありまして、その辺りは本当にスムーズに行くのかと。この道路内で荷さばきというのは難しいと思うので、だとすれば、この地域全体で荷さばきをどうするのかということも地域と一緒にになって検討していく必要があるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○舟引議長 では事務局お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。先ほども少し御説明しましたが、松島海岸駅から直線区間のところについては、中央に導流帯を設けさせていただいておりますし、公園側の方の路肩も少し拡げさせていただきました。もう一つ中央広場付近につきましても、中央に導流帯を設けさせていただいております。全体的な車道付近は少しいじめられた形はあるものの、中央の導流帯を使った形で、何とか交通流の良い流れは作れるだろうと考えてございますが、観光バス等もいらっしゃいますし、現在、ゲストハウス前のバスベイと中央広場の右側の方のバスプールくらいしかないということもございまして、バスの滞留も含めまして、松島町の方では交通計画を見直さなければならないという認識は持っておりますので、その中で県として関わる部分があれば関わりながら、検討させていただければというふうに思っております。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

○徳永委員 はい。

○舟引議長 はい、では齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 導流帯、C-C'断面かな、ゼブラゾーンといわれるのかな、区間3は全部ゼブラゾーンですか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい、区間3については、すべてゼブラゾーンが付きます。

○齋藤委員 ああ、そうですか。

○舟引議長 それでよろしゅうございますか。

○齋藤委員 はい。

○舟引議長 それでは、高橋委員お願いします。

○高橋委員 ちょっとお伺いさせていただきます。参考資料 12 ページの件なのですがよろしいですか。

○舟引議長 どうぞ。

○高橋委員 下の方に区間 1 から 4 の右側の計画歩道幅員の中で区間 1 と 3、その歩道のところの公園側が 2 m、トータル 5 m と。区間 2 と 4 ですね、公園内園路 2 m、トータル 5 m という表現があるのですけれども、私の解釈が間違っているのか、これは逆のように感じるのですが。それともう一点なのですが、公園内の園路への動線につきまして、もう少し御説明いただいた方がいいのかなと思っております。それでは、よろしくをお願いします。

○舟引議長 はい、ではよろしくをお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の 12 ページの下のところ、計画歩道幅員の有効幅員ということで書かせていただいておりますが、1・3、2・4の両区間につきまして、表現には間違いございませんで、山側というのが商店街側ということで御理解いただければ良いと思っておりますが、こちらの方に有効幅員を 3 m とらせていただいて、公園側の方には 2 m を割り振る。これは、歩行者の通行調査をした上で、商店街側が公園側より約 5 倍ほどの通行量があるということで、有効幅員の捉え方としては、そういうふうにさせていただいたということでございます。また、具体的な園路の形ですが、真ん中の平面図を見ていただくと、グリーン広場のこの公園内の丸のところにごくぐると黄色の線が入ってございますけれども、公園側のそういう通路を、公園側の歩行者空間として御利用いただくということで、黄色のラインは平場の方から全部つながってございまして、横断歩道の方には出られるようになってございますし、区間 2 の歩道のところにもくっつくということで、区間 3 になってくると中央広場の部分の公園内の園路を使っただくというような流れの歩行動線になってございます。

○舟引議長 はい、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 今の説明ですと、区間の 1 と 3 は。

○舟引議長 はい、記述間違えていますね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい、その通りでございます。区間 1 と 3 というのは下の表記で、区間 2 と 4 というのが上の表記ということです。申し訳ございません。

○舟引議長 はい、念のため確認いたします。参考資料の 12 ページの左下の「区間 1～4」と書いてある四角の中の右の欄、「計画歩道幅員（有効幅員）」ですが、その下の「区間 1, 3」については、「山側 3.0 m」プラス「公園内通路 2.0 m」イコール「5.0 m」、区間 2～4」については、「山側 3.0 m」プラス「公園側 2.0 m」イコール「5.0 m」ということで上下が逆になっているという記載ミスでありますので、御承知おきください。

高橋委員、よろしゅうございますか。

○高橋委員 はい。

○舟引議長 はい。それではその他に、御意見、御質問いただきたいと思います。

はい、では内田委員お願いいたします。

○内田委員 質問なのですけれども、歩行者の動線のところで、道路を横切っているところが、横断歩道だと思うのですけれども、これ全部横断歩道のみで、信号機というのはどのくらいあるのでしょうか。

○舟引議長 ではお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。一番左側の松島海岸駅のところに信号機が一つ、後は瑞巖寺のレストハウスというところの右側の横断歩道に一つ、後はですね、もう一つ C-C' 断面と D-D' 断面の間にある横断歩道ですが、こちらにも押しボタンの信号機がございますし、もう一つ一番右側の区間 4 の一番はじ、ここは右左折ありますので、普通の信号機がございまして、今表示しているところでいえば、A-A' 断面の隣の横断歩道のところだけに信号機がないという状況であります。

○舟引議長 よろしゅうございますか。

○内田委員 はい。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。

○舟引議長 ではよろしければ、お諮りいたします。議案第 2335 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2335 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）

○舟引議長 次に、議案第 2336 号「仙塩広域都市計画公園の変更」について、御意見、御質問をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（「なし」の声）

○舟引議長 同じ案件でございますので、お諮りをいたします。議案第 2336 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2336 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）

○舟引議長 それでは次の議案に入る前に、事務局で準備があるとのことですので、少々お待ち下さい。

議案第 2337 号 仙塩広域都市事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について

○舟引議長 よろしいですか。

はい。続きまして、議案第 2337 号「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」を議題といたします。本議案は土地地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書に係る議案であり、土地地区画整理法第 55 条第 13 項の規定が準用する同条第 3 項の規定により宮城県知事から付議されたものです。本審議会において意見書の内容を審査し、その意見を採択すべきかどうかを議決することになります。意見書の内容の審査にあたりましては、土地地区画整理法第 55 条第 13 項の規定が準用する同条第 5 項の規定より、行政不服審査法に定める審査請求の審理手続に準じて行うこととなります。今回は、意見書提出者から、口頭での意見陳述の申し立てがございましたので、行政不服審査法第 31 条第 1 項の規定によりまして、その機会を与えることとしたいと思います。

次に、議事の進め方です。まず、事務局から事業の概要と意見書の要旨の説明を受け、ここま

でについていったん質疑を行います。次に、意見書提出者による口頭での意見陳述を行います。以上を踏まえた上で審議を行い、意見を採択すべきかどうかを議決したいと思います。議事の進め方については、この様に考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○舟引議長 なお、宮城県都市計画審議会議事運営規則第 10 条により、議長は、必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ又は説明させることができることとされております。本日は、この規定に基づきまして、名取市震災復興部長の手嶋部長にお越しいただいておりますので、御紹介申し上げます。

○手嶋名取市震災復興部長 手嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○舟引議長 議事を始める前に報道機関の方々をお願いいたします。議事の進行については、事務局の説明、意見書提出者の口頭意見陳述、議案の審議の順で進めますが、議事整理の都合上、テレビカメラ、スチールカメラ等による撮影は事務局の説明までとさせていただきます。事務局の説明が終わりましたら撮影を止めていただくようお願いいたします。

それでは議事に入ります。事業の概要と意見書の要旨について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。議案書の 13 ページをお開き願います。議案第 2337 号「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきまして御説明申し上げます。この議案は、名取市が施行している閑上地区の土地区画整理事業の事業計画変更案を縦覧した際に、地権者の方から意見書が提出されたものであり、それを採択すべきか否か議決をお願いするものであります。議案書の 14 ページから 37 ページまでが縦覧した事業計画書でございますが、38 ページからが意見書の内容となっております。

ではまず、議案の中身に入る前に、土地区画整理事業の流れと意見書の取り扱いにつきまして御説明いたします。参考資料別冊の 1 ページをお開き願います。市町村が施行する土地区画整理事業の流れになります。表の左側、事業計画の手続きですが、事業計画の内容は、施行地区、設計の概要、施行期間、資金計画となっております。施行者は事業計画を決定する際は、案を作成した段階で縦覧をし、利害関係者から意見書が提出された場合は県の都市計画審議会の議決を経て、県の認可を得る必要があります。一方、表の右側になりますが、それぞれの土地をどこに換地するかという換地計画につきましては地権者と調整をしながら計画案を作成し、段階ごとに土地区画整理審議会の意見を聴いたり利害関係者からの意見書を受けるなどして計画を仕上げ、最終的に県の認可を得て換地処分をいたします。本日、本審議会の議案となっているのは、左側の事業計画の意見書となります。

次に、参考資料の 2 ページをお開き願います。意見書の取扱い方法につきまして御説明いたします。施行者が縦覧した事業計画に対し意見書が提出された場合、事業計画案と意見書を併せて

都市計画審議会に付議しなければなりません。都市計画審議会の役割はフロー図の赤で囲まれた部分になりますが、事業計画案と意見書を併せて審議し、意見書について不採択の議決をすれば、知事はそのまま事業計画を認可することとなり、採択の議決をすれば、施行者に対し事業計画を差し戻し意見書の内容を踏まえた計画の修正を求めることとなります。

次に、事業計画の概要につきまして御説明いたします。議案書の 14 ページからは、事業計画変更に係る法定図書等を載せておりますが、分かりやすく説明するために参考資料を中心に御説明いたします。

参考資料の 3 ページをお開き願います。まずは、閑上地区全体の復興事業の概要につきまして御説明いたします。こちらは閑上地区の復興事業後の市街化予想図となっております。東日本大震災により、閑上地区は建物の大部分が流出する壊滅的な被害を受けております。名取市では、地区の東側の青で囲まれた部分を災害危険区域に指定して居住ができない区域とし、西側の赤で囲まれた区域については土地の嵩上げなどの津波対策を実施するとともに、東側からの集団移転の受け入れを含めた被災者の復興のための住宅地を整備することとしております。現在、閑上地区では 2 つの土地区画整理事業が施行されており、西側の赤で囲まれた区域は住宅地を整備する区域となります。面積は約 56.8ha で、平成 25 年 11 月に事業認可を受け、平成 29 年度に事業完了予定となっております。地区内の計画人口は約 2,100 人とし、整備戸数については、地区内の換地による住宅が 198 戸、災害公営住宅が 523 戸、災害危険区域から集団移転してくる方の住宅が 43 戸の計 764 戸を整備することとし、黄色に塗られた場所に配置することとしております。また、震災前別々にあった小学校、中学校を統合した小中一貫校や公民館、保育所等の公益的施設もあわせて整備していきます。東側の青の線で囲まれた区域は、防災集団移転促進事業で名取市が買い上げた土地の整序を図るとともに、主に産業用地の整備を目的とした区域となります。面積は約 57.7ha で、平成 28 年、今年 7 月に事業認可を受け、平成 32 年度に事業完了予定と伺っております。青で塗られた場所は、産業用地として活用することとしており、その内の北側の紫で囲まれた水産加工団地では、先行して工場も稼動しております。また、洪水等の防災の拠点となる国の施設である河川防災ステーションや震災メモリアル公園等もあわせて整備する予定と伺っております。今回意見書が提出されましたのは、西側の赤の土地区画整理事業に係る事業計画変更案に対する意見となります。

次に、事業計画の変更内容につきまして御説明します。参考資料の 4 ページをお開き願います。今回の事業計画の変更は第 3 回となりますが、第 2 回までの変更は左の図面、今回の変更後は右の図面となります。図面上の変更箇所には番号をつけておりますが、下の欄でそれぞれの変更内容を説明しております。また、変更の性質別に色分けをしており、赤は地権者の要望に対応したもの、茶色が公安委員会との協議により道路の設計を変更したもの、青が施設管理者やまちづくり協議会との協議の結果を反映したものとなっております。今回、提出された意見書が指摘している変更点は、37 番と 38 番に関連するものとなっております。37 番についてですが、左の図の第 2 回変更までは、37 番の場所は緑色の公園の用地となっております。その後、幼稚園経営者と換地先の協議が整ったため、この場所を右の図のように黄色の一般換地の場所とし、幼稚園の移転先としました。また、37 番にあった公園用地については、東側の 38 番の場所に整備することとしたものであります。この調整の経緯につきましては、次の意見書の内容と併せて御説明

いたします。

議案書の 38 ページをお開きください。意見書の提出状況について御説明いたします。意見書は先ほど御説明いたしました土地区画整理事業の変更計画案の縦覧の際に 1 件提出されております。意見書提出者は、土地区画整理事業地区内に土地を所有する利害関係者であることを確認しております。議案書 39 ページから 41 ページが意見書のコピーになります。

次に、議案書の 42 ページをお開き願います。先ほどの意見書の内容につきまして、審議しやすいように、事務局の方で、意見の要旨、事実確認の結果、事務局の見解を表にまとめております。以下、表に沿って御説明させていただきます。

まず、意見の要旨ですが、意見書提出者は、当初から自分の従前の土地に近い場所に換地を受けたいということで名取市側と話し合いをもってきました。しかし、今回の事業計画変更で自分の従前地の土地の一部が幼稚園用地となることになり、自分がその場所の換地を受けられないという不利益を受けているというものです。また、公園用地を幼稚園用地に変更することについては、前市長の関係者の意向を優先するなど、一部の者に便宜を図った不公正なものであるというものです。その理由として、施行者が変更の決定過程を十分に説明していないこと、幼稚園の土地所有者が換地の権利がある者か不明であること、まちづくり協議会が幼稚園の設置場所について合意しているか不明であること、他の住民との合意形成が不十分であること等をあげております。最終的に意見書提出者は、先ほど説明いたしました 37 番、38 番に関連する公園用地を幼稚園用地に変更した部分の計画見直しを求め、自らの換地を従前地に近い場所へ換地するよう求めています。

続いて、事実確認の結果ですが、「Ⅰ 事業計画に関する事実関係」「Ⅱ 事業計画における幼稚園用地決定の経緯」「Ⅲ 仮換地の位置を巡る交渉経緯」の 3 つにつきまして、御説明いたします。

まず、「Ⅰ 事業計画に関する事実関係」についてですが、意見書提出者の従前の土地の位置関係を確認いたします。参考資料の 6 ページをお開き願います。意見書提出者の土地は、緑色の部分になります。図面上で、小中一貫校と保育所の予定地にまたがっているのが確認できるかと思えます。この緑の土地の部分に係る小中一貫校、保育所、宅地及び道路の部分は、先ほど 4 ページの事業計画変更点について御説明しましたように、今回の変更前の時点で既に確定していたものであります。今回の第 3 回変更では変更の対象となっておらず、新たに出てきた幼稚園の土地にもかかっておりません。次に、幼稚園の土地の関係ですが、この幼稚園の予定地は東日本大震災で閑上地区で被災しました「わかば幼稚園」の再建が予定されております。従前の幼稚園の土地は図面の黄色の位置にあり、運営法人の理事長個人名義の土地となっております。これに青色の理事長の親族が所有していた土地の分と合わせて、オレンジ色の幼稚園用地のところに換地する計画としております。また、公園の位置を変更している点についてですが、法令上の公園の基準は、施行地区面積の 3 % または地区内想定人口一人当たり 3 m² 以上を確保するという面積の基準となっており、いずれの基準も上回っており、法令上は問題ないものとなっております。

次に、「Ⅱ 事業計画における幼稚園用地決定の経緯」について御説明いたします。参考資料の 5 ページをお開きください。土地区画整理事業の当初の事業認可は平成 25 年 11 月になされ、このときの計画図は右上の図のようになっておりました。この段階では、オレンジ色の子育て関

連施設は御覧のように分散して配置されており、それぞれの施設名はまだ明記されてございません。これに対し、平成 26 年 12 月に閑上地区まちづくり協議会から名取市に対し第 2 次提案がなされました。参考資料の 5 ページ全体が提案書の抜粋となります。左側の赤枠の中ですが、子育て関連施設については、送迎のしやすさや緊急時における避難の観点から、幼稚園も含め小中一貫校の周辺に配置するよう提案されております。場所は右下の図のようになりますが、オレンジ色の子育て支援施設が小中一貫校の周辺に配置されております。ただし、ここでも具体的な施設名までは記載されておられません。名取市は協議会の提案に基づき、保育所等の子育て支援施設を小中一貫校周辺に配置することとし、これらの内容等を含んだ事業計画の変更について、平成 27 年 6 月に県の認可を受けました。これが第 2 回変更で、その図が参考資料 4 ページの左側の図になります。オレンジ色の保育所、児童センター等の位置が確認できると思います。また、公園につきましても、利便性等を考慮し、保育所の東側に配置しております。ただし、幼稚園の位置については、小中一貫校周辺に配置する方針であったものの、幼稚園側との換地の調整が済んでいなかったことから明記はしておられません。その後、幼稚園側との調整の結果、保育所の東隣に設置することで協議が整ったということで、参考資料 4 ページの右上の図に示すように事業計画を変更することとし、他の変更点と併せて、10 月 25 日にまちづくり協議会へ、11 月 10 日には地権者の方々へそれぞれ説明をおこないました。なお、まちづくり協議会に対する説明では、幼稚園の位置について特に異論はなかったと伺っております。

次に、「Ⅲ 仮換地の位置を巡る交渉経緯」について御説明いたします。参考資料の 6 ページを併せてお開きください。意見書提出者の従前地は田んぼでありましたが、換地後は、住宅用地として換地を受けることとなっており、当初から従前地に近い場所を換地するよう名取市と継続して交渉しておりますが、換地場所につきましてもはまだ合意に至ってないと伺っております。幼稚園の換地につきましては、小中一貫校周辺に配置するという方針により、幼稚園側と換地先の調整を行ったところ、平成 28 年 2 月に、幼稚園経営者の親族が所有する青色の田んぼの土地と合わせて、オレンジ色の場所に換地することで了解が得られたものと伺っております。

次に、「事務局の見解」につきまして御説明いたします。まず、事業計画に係る事実関係ですが、意見書提出者の従前地の場所が今回の変更により幼稚園用地になっており不利益を受けているという点につきましては、先ほども確認したように、今回の変更部分は意見書提出者の土地にかからない部分であり直接の影響はないと考えられます。また、幼稚園用地の換地が本来権利のないものだという点につきましては、従前の権利者の土地の換地先となっていることを確認しております。また、公園用地を変更したという点につきましては、公園の設置部分は法令上の基準を満たしており、これらの事実から事業計画には問題ないものと考えております。次に、変更に至る経緯についてですが、幼稚園用地の位置については、利便性、安全性の観点から小中一貫校の周辺に子育て関連施設を配置するという土地利用方針によるものであり、妥当なものと考えております。また、幼稚園の位置についての合意形成過程ですが、幼稚園経営者との合意が遅れたため他の住民に対する説明の機会が遅れたものの、平成 26 年 12 月のまちづくり協議会の提案を踏まえたものであること、平成 28 年 10 月にまちづくり協議会に説明し了承を得ていることなどから、瑕疵があったとまではいえないと考えております。しかし、このような周辺住民への影響が大きい土地利用の変更については、適切な時期に住民に情報提供し丁寧に合意形成を図つ

ていくことが望ましいと考えております。

なお、地権者自身の個別の換地先の位置についての意見は事業計画に対する意見ではございませんので、本審議会の審議事項には該当しておりません。なお、事務局としては、名取市が意見書提出者を含む地権者と今後とも丁寧に合意形成を図っていくことが望ましいものであると考えております。

以上で議案第 2337 号に関する御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○舟引議長 それでは、ここまでの事務局の説明について、質疑を行います。御質問ございませんか。

○舟引議長 御疑問の点あれば、この段階で質問をいただいて、と思います。

○伊藤（直）委員 はい。

○舟引議長 はい、伊藤委員どうぞ。

○伊藤（直）委員 確認なんです。まず 4 ページのですね、参考資料（別冊）の 4 ページです。この左上のいわゆる事業計画案というのが、次のページの協議会から提案された下の図、基本的には、これとこれが整合が図られているという考え方で良いのですよね。それを更に今回、公園といわゆる住宅部門を、土地利用計画を変えたと、そういうふうなことでよろしいのでしょうか。

○舟引議長 では事務局お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。今、御指摘のとおりで、5 ページのまちづくり協議会からの提案が 5 ページの下の図面でございます。それを受けて、第 2 回変更をした上で、この様な形で 2 回の事業計画の変更をしたということでございます。

○舟引議長 はい、伊藤委員よろしゅうございますか。

○伊藤（直）委員 はい、分かりました。

○舟引議長 このまま議事が進みますと口頭意見陳述になりますので、御質問があれば、今の段階でお願いします。

よろしゅうございますでしょうか。

[[「はい」の声]]

○舟引議長 はい、それでは次に口頭意見陳述を行います。陳述人は席についてください。御案内

ください。

(陳述人Aの代理人甲及び乙、傍聴席から陳述人席へ移動)

- 舟引議長 陳述人は、事前にお渡ししております「口頭による意見陳述に当たっての留意事項」にありますとおり、今回提出された意見書の趣旨に沿って意見を述べるようお願いいたします。また、個人情報保護の観点から、陳述人以外の個人情報や個人を識別できる情報を陳述しないように御留意お願いします。陳述の時間は、おおむね5分程度とさせていただきますが、その後、各委員から質問等がある場合には、質疑に応じていただくこともございます。その他進行につきましては、すべて議長、わたくしの指示に従っていただきますので、御了承お願いいたします。
- それでは、御準備がよろしければ、陳述をお願いいたします。

- 陳述人Aの代理人甲 それでは、ただいまから始めたいと思います。本日はよろしく申し上げます。ただいまの説明の中で一点だけ修正をしていただきたいことがございました。わたくしどもは、当初から、この第2回の変更の図面のもので、換地計画を地権者それぞれ交渉して参りました。その時に、一番最初にわたくしどもがいったのは、先ほどの図面の、もともとの、この配置図ですね、この図面でございます。これのところに保育所があると。そこに私たちに換地して欲しいと交渉しておりました。しかし、名取市側からは、ここには子育て支援施設を造るのでそこだけは遠慮して欲しいと。であれば、その隣の公園用地を変更できないのかと、そこにしたいと、そういう交渉をして参りました。しかしながら、名取市側からはここは公有地なので、それ以外を選んで欲しいと、そこは公園用地なのであくまでも変更できないということで、この2年くらい交渉して参りましたが、先月の11月10日の地区計画、区画整理の最終の換地計画の図面の説明会の時に、ここに幼稚園が来るということで説明を受けました。その時にその幼稚園の計画はどの段階でなったのかと。分かっているのならここで教えて欲しいということを申し上げたときには、分からないと、一切分からないと。では誰の幼稚園が来るのだといったときも、それは分からない、個人情報だと、一切教えていただけませんでした。ならば、やはり計画を元に戻していただいて、わたくしたちの従前地のところである保育所用地、そこにわたくしたちの土地を換地していただいて、保育所用地を公園の方に、東側の方にずらして欲しいと。その他にこの幼稚園を建てる方の換地の権利があるのであれば、そこに幼稚園を設置するべきであろうと。当初からの予定では、県道塩釜亘理線から東側の土地があれば、そちら側はそちら側に換地すると、西側にある人は、同様に、西側に換地するのが基本だというのがありましたので、みなさん、その計画に従って換地を受けて参りました。しかし、先月の最終の説明会では、一番最初の時にお互いに入れ替わって換地もあり得るんですということをいったと。他の地権者はそんなことは聞いていないということで、先月の10日の説明会はかなり紛糾いたしました。1時間の予定が2時間を過ぎて、となったということが現状でございます。そのためわたくしは改めて意見書を提出するということを申し上げましたら、では県の方にどうぞと。名取市側の担当者の方から県の方のお伺いをたててくださいといわれましたので、意見書を出した次第でございます。やはりその、名取市側の今までのやり方が、意見書にも、提言書にも書きましたけれども、何かこう

不透明なところがあるといわざるを得ないと。やはり、こういう計画をする段階で、裏の力が働いているのではないかと疑わざるを得ないということで、やはり、ここにどうしても幼稚園をもってくるといのであれば、わたくしどもの第一優先的な権利である保育所のところに換地をしていただいて、そのとおりでも結構ですので、学校の周辺だということは変わらないので。そこに保育所を造っていただいて、幼稚園はその他のところで換地をしていただきたいというのが本心でございます。やはり、先ほどの説明、一部だけちょっと、わたしたちの本心とは違う様な説明がございましたので説明を一部訂正していただきたいと思います。

後ですね、幼稚園が今、美田園の方で運営されております。仮設幼稚園だという割には本設の幼稚園を設置して運営してございます。名取市の方に確認したときには、こちらに幼稚園用地は確保するけれども、果たして幼稚園が来るか来ないかは本人次第だと。幼稚園が本当に来るのであれば、ここに換地もやむを得ないとは思いますが、そこまでは権利者の個人的なものであるから、市としては何もいえないということの説明がございました。先週の木曜日だったと思いますが、名取の担当者の方とお話ししましたが、その際も幼稚園の設置者との地権者との合意が、事務局からの回答のところで、わかば幼稚園との調整の結果、28年10月25日のところで、変更にも異論がなかったというのがあったのですよね。これも知らされてなくて、やはり分かっている情報についても、我々には一切知らせてこなかったということで、我々一般市民というか、権利者に不利益が最終的には及んでくると。前回の25年ですか、区画整理審議会に意見書を出されたときも、当時の課長さんは意見書を重く受け止め今後の対応を考えて参りたいと話していましたけれども、それから3年経った今でも全然我々の意見は聴いていただけないと。どうい都市計画、地区計画というものをやっいてこうとしているのか、やはり法に則って正当な段取りでやっていただきたいと思いますと思ひまして、本日出席しましたのでよろしくお願ひいたします。

○舟引議長 以上で陳述は終了として、よろしゅうございますか。

○陳述人Aの代理人甲 あと一点だけ。まちづくり協議会は、幼稚園を設置したいとは提案されていないということです。造るなら学校周辺に造ったら良いのではないかと。まちづくり協議会からは、幼稚園を造って欲しいと提案されたらわたくしたち説明を受けていましたけれども、名取市の方から。わたくしどもで確認した際は、まちづくり協議会からは造って欲しいとか、造るなら学校周辺が良いのではないかと提案はしたそうですが、協議会からの設置要請はしていないということで、改めてわたくしどもでメールで確認しましたので、まちづくり協議会のホームページにも載っていましたので確認いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○舟引議長 はい。以上で、口頭意見陳述は終了したものといたします。

それでは、ただいま意見陳述しました意見書提出者に対して何かお尋ねしたいこと、委員各位、ございましたら御発言ください。

○門間委員 すいません。

○舟引議長 はい、門間委員お願いします。

○門間委員 確認ですけれども、議案書はお手元にいつているのでしょうか。議案書の中の後ろの方に（議案書 42 ページ以下）、おそらく事務局の方で、お二人の意見の趣旨と事実確認の結果と事務局の見解、事務局の見解は見解なので良いのですが、意見の趣旨というのは、この申立書に基づいてまとめてあるんですけど、ここを御覧になって、今訂正箇所があるとおっしゃいましたけど、このまとめ自体で何か御意見というのは改めてはないわけでしょうか。このまとめはまとめで大体よろしいというふうにかがってよろしいのでしょうか。

○陳述人Aの代理人甲 ちょっとお待ちくださいね。わたくしども、先ほどもらったばかりなので。

○門間委員 そうなのですか。

○陳述人Aの代理人甲 ここに来てもらってますので、中身は1時にここについて見てますので、こんなことをいったんだということだったんですよ。最初にもらっておけば、昨日辺りにもらっておけば内容を精査できたのですが、今読んでいたところだったので。ちょっと戸惑うところがございました。

○門間委員 わかりました。では、このまとめ方自体についても、まだ御検討未了なので、正しいまとめ方なのか、これに対して意見があるかというのは、今の時点では、にわかには、もちろんいえないということよろしいですかね。

しかし、そうしましたら、ただそうはいつでも、その前のページの12月10日付けの意見書というものの自体は御自身でお書きになった意見書ということで間違いはないでしょうか。

○陳述人Aの代理人甲 はい、それは間違いございません。

○門間委員 わかりました。基本的な意見の趣旨というのは、（議案書 39 ページの）3（1）の「他の地権者同様、従前地に近い場所への換地を求める」というのが意見の趣旨ということよろしいでしょうか。

○陳述人Aの代理人甲 そうでございます。その、なぜ、ここに幼稚園が来る必要があるのかということなのでございます。緑色（公園・緑地・緑道）、我々地権者に選ばせないようにしておいて、最終の決定事項寸前のところで、ここに幼稚園が来るのでこういうふうには黄色の宅地にしたということでございます。それならそれで、最初から宅地で、我々に説明していただいて、そうならいけば我々は近いので、換地先には児童館が建つ予定でございますので、その隣に私たちは換地を要求するところございました。そこはもともと緑地だから選べないですよと、それ以外を選べということございましたので、違うところで今調整しているのですが、最終的にここ

の、本来は我々が一番かなと思うんですね、客観的に思うと。そこに、二つ土地を寄せ合わせまして、ここに持ってくると。そういうやり方をするので、どうなっているんだと、名取市の方に問い合わせしていますが、誰が分かっているのだといってもわからない、決定者は誰なのだということでした。あともう一点いいですか。

○陳述人Aの代理人乙 すみません、ちょっと補足をお願いします。この案の幼稚園予定地、そこにこの間の説明会で、ここが一般宅地として換地場所になっていますので、それであれば、私もそこに希望したかった。もう従来あった場所と違う場所に変更になっているのに、突然ここに700坪、約700坪の土地を、もし100坪の土地を持っている方がいれば7人分になりますよね、そうしますと。何でこれをいかなかったのかという意見が多数でした。ただ、名取市の方に後で問い合わせたら、「そうですか？反対意見でしたか？」というお答えでした。あんなにたくさん異論が出て、もっと審議をして欲しいといったのに、「意見があったら、県にいつてください」。それではあまりにも、名取市、今までの決め方も乱暴なのですけれども、乱暴だなという印象を受けました。その他の三十いくつあった変更箇所については、他のみなさん何ら意見はございません。ただやっぱり、個人に700坪の用地を、最終とみられる段階で、三十何個の議案変更箇所の中に隠れて出したということに対して、かなり今までの地権者ともめてる中で、おかしいな、いつまでこうするのだ名取市はと。ただ本当はもっと意見を聞いたかった方はいらっしゃったと思うのですけれども、その場にいたのが、参加人数19人、世帯数に合わせたら10世帯はないと思います。この事業計画の変更を承認していただくという会議をやった段階で、この10世帯くらいの中で「いや、公開しました」といえるのか、果たして。この人達が賛成したら、これは決まってしまうのか。来られない方にもこの資料を配付してたのなら良かったのですけれども、「後日配布します、会議の後に」、ということは、他の地権者のみなさんは、一日、二日もしくは三日遅れで縦覧期間が短くなってきますけれども、この資料が送られていく時期もかなり、同じ地権者でありながら、この事業計画を知るのに、温度差が、時間差が生じているという。本当に、本当はみんな早く復興して欲しいのです。ただ、復興率が23%だというのは、こういう一つひとつの疑問が多いので、なかなか地権者との合意が進まない。ある人には子どものためにどけてください、でも、ある人には公益性があるからここはあなたに譲りますよと。やはり、そういう公平性を欠いたもの、そして、まちづくり協議会というものを盾にしているような。まちづくり協議会のメンバーは、ほとんどが区画整理事業で多額のお金を受け取った方が、まちづくり協議会のメンバーでございます。名取市は、その他のことでもたくさんもめていることがありますけれども、この委員の選出の方法、任意で選出されたのだとは思うのですけれども、過程を踏んでいると思うのですけれども、委員のメンバーを見たら、お金は受け取ったけれども他の地区に移転をした者、お金を受け取って高台に高々と新しい家を建てた者、やはりそういうところがあるので、地権者合意が進んでいません。市の方はそういうことはおっしゃらないと思えますけれども、住民の中で、かなりお金の問題、土地の問題でも、もめているので、一つひとつに対して色々疑問はあるのですけれども、みなさん年を取っている人がほとんど、わたしの親の世代、70代、80代の方がほとんどなので、意見書は出しに行けない、そういう方がほとんどです。やはり決めている方のメンバー、計画の出し方、その辺をもう少し名取市に、住民に寄り添った

やり方でやっていただきたく、ここの場に意見書を出させていただいた次第です。すみません、長くなりました。申し訳ありません。

○舟引議長 はい、ありがとうございました。

門間委員、よろしゅうございますか。

○門間委員 はい、大丈夫です。

○舟引議長 その他質問、ございますか。

○内田委員 すみません。

○舟引議長 はい、内田委員どうぞ。

○内田委員 議論の焦点がそこではないということはもちろん踏まえた上でお聞きしたいのですけれども、この幼稚園の場所になろうとしているところが、それ以外のところは余り異論がなかったということなのですけれども、そうであれば、この小中一貫校と、保育園とか児童館とかの場所がこれで決まりな感じだと思うのですが、そうした場合、本来この宅地とされていたところを幼稚園ではなくて、やっぱり宅地ということで一般のお宅の土地にした場合、よく今日本全国で、小学校とかの学校の近くはうるさい、隣に幼稚園、保育園がきて迷惑だ、もう迷惑施設扱いされているようなところで、そこに宅地が、一般のお宅の方が住まれても、閑上の方々は子どもに寛容なのかもしれないのですけれども、その辺一般の宅地として住むことに関して、焦点がそこではないということは分かっているのですけれども、ざっくばらんに、そこは問題にはされないのでしょうか。

○陳述人Aの代理人乙 はい。それも問題になりました。やはりこの道路が狭いということ。最初からここに幼稚園が来るのであれば、近くに選ばなかった、騒音問題、一番大きいのは子どもの声よりも、送迎の車の問題。やはり、ここに幼稚園を持ってくるのであれば、住民に説明会を開いて、あくまで私立幼稚園ですので、その辺の住民との話し合いをすべきだったと思います。それでそのとき話が出たのが、この細い道のところに幼稚園を持ってきたら、前の様に津波があった場合、子どもを迎えに来る親の車、幼稚園から出ようとする車、その車、果たして通り抜けできるのでしょうか。緑地を通って行けば良いという市役所側の見解でしたが、2歳児から3歳児、4歳児、5歳児、歩いて行ける時間帯に津波がこないという保証はないので、やはり名取市はここに幼稚園をもってきたいのであれば、住民との話し合いを最優先にすべきだったのではないかなという話はできました。

○舟引議長 はい、内田委員。

○内田委員 というよりかは、幼稚園以外のところはもう納得されたみたいな話され方をしていたので、であれば、小学校とか、保育園とか、児童館の場所はもうここで決まりであれば、ここを宅地にしたときに住まわれる方は、ここで良いのかというか。もう既に小学校とかに向かうことになっているので、この小学校の脇とか、保育園の真隣にあるといった状態で良いのか、みたいな。

○陳述人Aの代理人乙 それは、最初から事業計画が示されたので、選ぶ方がここで良い、あの選ぶ方はみんなゼロの状態だったので、そこをあえて選んでいるので、そこは最初から計画されていた分に関しては何も異論ありませんでした。

○内田委員 分かりました。

○舟引議長 内田委員、よろしいですか。
その他、陳述人に対する御質問はございませんか。

○舟引議長 ないようでしたら、以上で口頭意見陳述を終了いたします。陳述人は、控席にお戻りください。

(陳述人Aの代理人甲及び乙、陳述人席から傍聴席へ移動)

○舟引議長 はい。それでは、意見書を採択すべきかどうかについて審議に入ります。
委員からの御意見をお願いいたします。

○舟引議長 はい、伊藤委員。

○伊藤(直)委員 そちらの方、本当にお疲れ様でございました。やはり今お話を聞いていてですね、この都市計画の決定という計画と、それから今、色々御主張されました換地計画、この辺についてはよく整理をしながら、この場では議論をしなければならないのかなというふうに思います。今、換地に対して色々御主張されましたけれども、これはやはり地元の市さんと地元の方がよく合意形成を図られる努力をやっていくというのが、非常に大切ではないのかなというふうに思います。

一方、計画そのものについては、緑地の配置とか、あるいは緑地の面積とか、あるいは区域全体の流れの中というか、今日示された中では、とくに計画上わたしは異論ありません。以上です。

○舟引議長 はい、ありがとうございます。
はい、高橋委員お願いいたします。

○高橋(啓)委員 意見陳述者のお話は聞かせていただきました。これまでの経緯もあったと思い

ますけれども、名取市さんの御意見もちょっとお伺いたいなと思います。よろしく願いいたします。

○舟引議長 はい、それでは名取市の方から部長さんおみえでございますので、手嶋部長にひと言見解をお伺いいたします。

○手嶋名取市震災復興部長 はい。今回の事業計画の変更につきましては、仮換地の位置について地権者のみなさんと去年の8月から個別面談方式で行って参りまして、かなりの数の仮換地に対する要望がございまして、そういった要望関係を整理して、例えば画地の形状であったり、あるいは道路の配置のようなものも変更の対象とするというような要望もありました。そういった中で、ほとんどのみなさんと、仮換地に対しての協議を行って、おおむね合意に達したことから、今回、事業計画の変更を行って仮換地指定をしたいというふうに考えております。そういった中で、今回の幼稚園というか仮換地の位置の変更とかですね、そういったものが出てきたところがございます。その出てきた背景につきましては、先ほど、県の都市計画課さんの方から説明があったように、学校の周辺に子育て施設を集めて、親御さん達の送迎、あるいは避難というような観点からも、集団で避難も出来るように考えて欲しいというふうな意見もあって、こういった計画になったものでございます。意見書を提出された方とはですね、最近、先ほど、意見の中でありましたが、12月の15日に仮換地についてのお話し合いをさせていただいております。これからは事業に対しての御理解を得られるように、今後とも話し合いを継続していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○舟引議長 はい、ありがとうございました。

高橋委員、何かございますか。

○舟引議長 その他、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○舟引議長 それでは御意見がない。

(陳述人Aの代理人、発言しかける)

○舟引議長 申し訳ございません、陳述の際しか発言は認められません。

委員の方々からの御意見がないということで、ここで、裁決を行いたいと思っております。

○舟引議長 まず、最初に議決について確認をしておきます。お手元に1枚のペーパーですが「都市計画審議会条例」がお配りされていると思います。一番下ですが、第5条第3項「審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」とされております。議決は出席委員の過半数ということでございます。採決の方法は、挙手によることにいたします。なお、議長は裁決に参加いたしません。現

在、議長を除く出席委員は 12 名ですので、6 名で可否同数、7 名で過半数ということになります。裁決は、「意見書を採択すべき」とする委員の方に挙手をいただき、過半数に達すれば、「意見書を採択すべき」と議決されます。可否同数の場合は、議長が決することになります。

なお、もう一度確認をいたしたいと思いますが、参考資料（別冊）の 2 ページに、先ほど、都市計画課長から御説明をいただきました、土地区画整理事業の変更決定のフローが記載されています。この赤い点々で囲まれた部分ですが、このフロー中で真ん中右上の「宮城県都市計画審議会」がこの場でございます。ここで「意見書を採択すべき」と議決された場合は、県は名取市に事業計画を差し戻して、意見書の内容を踏まえた計画の修正を求めることとなります。その後、改めて、事業計画の縦覧手続を行うこととなります。一方、「採択すべきでない」と議決された場合は、知事は、今回の事業計画変更を認可することとなります。

それでは、採決を行います。「意見書を採択すべき」とする委員は、挙手をお願いします。

[挙手した委員] なし

○舟引議長 よろしゅうございますか。

「意見書を採択すべき」とする委員が、出席委員の半数に満たませんので、この意見書は「採択すべきでない」と決定いたします。

○舟引議長 以上で、この議案については終了いたします。

【議決】 議案第 2337 号：意見書に係る意見を採択すべきでない。

4 その他

○舟引議長 以上で、本日予定していました審議案件はすべて終了いたしましたけれども、委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。

事務局から何かありますか。

○事務局（尾形都市計画課長） 報告したいことがございます。

○舟引議長 はい。

○事務局（尾形都市計画課長） 次回の来年 3 月になりますけれども御審議いただきたいと考えてございます区域マスの変更がございまして、その報告を一点させていただいて、概要だけ御説明させていただきますので、3 月まで御覧いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○舟引議長 お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、次回、29年の3月に開催予定の都市計画審議会へ付議する予定としております、気仙沼都市計画区域、志津川都市計画区域、亘理都市計画区域、山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにつきまして、報告事項としまして御説明させていただきます。

お手元にある報告資料を御覧いただければと思います。右上に「報告資料」と書いている部分でございます。はじめに、1枚目左側の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を御覧いただきたいと思っております。都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域として定めるもので、都市計画を策定する区域の単位となるものであります。本県の都市計画区域は資料の左の下の図面で区域を示しておりますが12区域ありまして、そのうちピンクで着色している仙塩広域及び石巻広域の2区域の線引き都市計画区域と、水色とオレンジ色で着色している大崎広域、栗原、登米、大郷、仙南広域、気仙沼、志津川、河北、亘理、山元の10区域の非線引き都市計画区域で構成されております。これらの12の都市計画区域におきましては、平成12年の都市計画法改正によりまして、それぞれ都市計画区域のマスタープランとなる、整備、開発及び保全の方針を定めることとなっております。今回の報告事項につきましては、非線引き都市計画区域である、気仙沼、志津川、亘理、山元の4つの各都市計画区域につきまして、県が実施しました都市計画基礎調査の結果に基づいて、現行の整開保（整備、開発及び保全の方針）の見直しを、次回、平成29年3月の都市計画審議会に付議する予定としておりますことから、事前に報告させていただくこととしたものであります。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画法に基づき都道府県がおおむね5年ごとに行うこととなっている都市計画基礎調査によりまして、都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状及び見通しを勘案し、おおむね20年後の都市の将来像を示すものであります。また、都市施設や市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標と示すものであります。

続きまして、資料右上の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における見直しの課題と基本方針を御覧下さい。平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震とこれに伴い発生しました大津波により本県は甚大な被害を受け、特に被害が大きかった沿岸部では、居住を制限するため建築基準法に基づく災害危険区域を指定しております。また、地域の特性を踏まえ、平地の少ない三陸リアス式海岸沿いの県北エリアでは、防潮堤、河川堤防の整備、市街地の嵩上げ盛土、居住地の高台移転や産業の集積などにより災害に強いまちづくりと地域産業の再生が進められております。また、農作地帯で平地が広がる県南エリアでは、防潮堤、河川堤防や高盛土道路などの多重防御施設整備による津波対策を推進するとともに、駅周辺などに人口集積するなど、災害に強いコンパクトなまちづくりが進められております。このようなことから、東日本大震災や各市町の震災復興計画等を踏まえ、都市計画基礎調査を実施し、今回、気仙沼、志津川、亘理、山元の4つの各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しを行うこととしたものであります。

続いて、資料右下のスケジュールを御覧下さい。一番下の赤枠で囲っております、気仙沼、志津川、亘理、山元の各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにつきましては、平成

25 年度に都市計画基礎調査を実施し、この調査結果を踏まえ都市の将来構想を検討し、関係機関との調整や住民説明会等による住民意見を反映した上で、平成 29 年 3 月開催予定の都市計画審議会にお諮りし、来年 5 月に告示したいと考えております。また、この見直しにつきましては、東日本大震災の被害が大きかった沿岸部の都市計画区域を優先的に進めることとし、今年 5 月には石巻広域の整開保の告示をしております。また、平成 30 年 8 月には仙塩広域の整開保についても告示する予定としております。これで、すべての沿岸部の整開保につきましては、見直しを完了させる予定としておりますが、石巻広域につきましては、震災後となる平成 27 年の国勢調査の結果を反映させるため、改めて今年度から基礎調査を実施し、平成 31 年度に改めて告示を予定してございます。また、内陸部につきましては、来年度の平成 29 年度に大崎広域、栗原、登米、大郷、河北の見直し、告示を行う予定としてございます。

以上でございますが、報告資料 2 ページから 5 ページまでに、気仙沼、志津川、亘理、山元の各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の概要をお付けておりますので、次回、平成 29 年 3 月の都市計画審議会までに、御覧いただければと考えてございます。

以上で、報告事項の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○舟引議長 はい、ありがとうございました。わたくしから補足をしておきますけれども、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というのは、都市計画区域毎に定める基本的なマスタープラン、都市計画区域毎の一番の理念となる計画でございます。それが東日本大震災の後で、かなり大幅に、特に沿岸部では動かさざるを得なくなったということで、基礎調査を踏まえて今回の計画変更になった、かなり重要な案件でございますので、是非、次回の審議までに内容を御精査いただいて、疑問点があれば、事務局にお伺いをさせていただければと思っております。

5 閉 会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。委員各位、陳述人の方、名取市さん、御協力ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

○事務局（大内総括） 以上をもちまして、第 183 回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回は、年明け 3 月 23 日木曜日を予定しております。日程につきましては後日改めて御連絡を申し上げます。本日は、ありがとうございました。

平成 28 年 12 月 22 日（木）午後 3 時 15 分 閉会